

部局長マニフェスト

会計管理者マニフェスト(案)

私の思い

会計管理者
上田 博



昨年度は、不適正会計による府民の信頼失墜を取り戻すため、会計検査(抜き打ち検査)をはじめ、会計事務研修・相談を積極的に実施し、新たな不適正会計の発生はありませんでした。

これからも不適正会計を発生させない取組みを続けていきます。

また、大阪府のアカウントビリティの充実とマネジメントの強化に向けた取組みを進めるため、複式簿記・発生主義を取り入れた「新公会計制度」を導入し、財務情報を分かりやすく開示します。

【重点課題】

引き続き、大阪府における不適正会計を根絶します。
新公会計制度を導入します。

会計局の施策概要

会計管理者は、現金、有価証券、物品等の出納及び保管、支出手続の審査確認などの会計事務を主な職務としています。
会計局は、会計管理者の職務を補助し、次のような仕事を担当します。

会計事務の執行

府費の決算調製・歳計現金の資金計画に関すること

府費及び国費の出納に関すること

会計事務の検査及び指導に関すること 【重点課題】

新公会計制度に関すること 【重点課題】

【重点課題】

不適正会計の根絶

何を目指すのか、目指すべき方向は？

戦略課題の
目標

昨年度に引き続き、さらに公金意識を徹底するとともに、会計検査、会計事務研修・相談を通じて、不適正会計^[解説1]の発生を「ゼロ」にします。

その実現に向けて、今年度何をするのか？

施策推進上の
目標

公金意識の徹底

職員に次の3点を徹底します。
公金の取扱いに必要悪はない
(私的流用なくとも、不適正)
不適正会計は必ず発覚する
不適正会計は割りに合わない

上記3点の意識を徹底させるため、以下の取組みを推進します。
(取組内容) 年度末目標

【会計事務研修の開催】 参加人数 現状3,300人以上

【会計事務ポータルサイト^[解説2]の充実】 アクセス件数 現状35,000件以上へ

【抜き打ち検査^[解説3]の実施】 全職場494職場

【目標設定の考え方】

- 会計事務研修の参加者
- 会計事務に携わる職員(教員・警察官を除く、約1万人)が3年で一巡できる人数。
- 会計事務ポータルサイト(ホームページ)の充実
- 情報の更新や追加を行い、現状35,000件以上のアクセスを目指します

その取組みにより、何をどのような状態にするのか？

アウトプット

不適正会計の発生をゼロにします。

【目標設定の考え方】

職員への公金意識の徹底により、新たな不適正会計は発生させない ゼロ

アウトカム

会計事務に対する府民の信頼度を向上します。

会計事務に対する府民の信頼度

【目標設定の考え方】

府民アンケートにおける「公金管理の安全性、確実性」に対する信頼度(そう思う=10.1%)以上の信頼を目指します。

【重点課題】

新公会計制度^(解説4)の導入

何を目指すのか、目指すべき方向は？

戦略課題の
目標

財務マネジメントの改革^(解説5)や職員のコスト意識の向上に資するよう、これまで単式簿記・現金主義で行われてきた大阪府の会計に、企業会計と同様の複式簿記・発生主義を導入し、財務情報をより分かりやすく開示します。

その実現に向けて、今年度何をするのか？

施策推進上の
目標

新公会計制度の導入準備

大阪府全体のみでなく、組織別や事業別の貸借対照表・行政コスト計算書を作成し、ストック情報やフルコスト情報を明らかにするため、次の取組みを行います。

複式簿記・発生主義に基づく会計処理を行うための会計基準を策定
日々の会計処理の段階から複式簿記の仕訳を行うため、財務会計システムを改修
新公会計制度を円滑に導入し、有効に活用するため、職員研修を実施
府民や他自治体に対して、新公会計制度導入の必要性を積極的にPR

上記の導入準備を着実に進めるため、以下の取組みを行います。

【報告書の作成】 本年夏を目途に、会計基準やシステムの内容を報告書(案)として公表し、府民意見を得る
【職員研修の実施】 参加人数1,200人 (全職員への浸透を図るため、庁内全グループから1名の出席を予定)
【新公会計制度ホームページの充実】 アクセス件数 10,078件(平成21年度) 目標 20,000件 へ

アウトプット

平成23年度から新公会計制度の運用を開始します。

【工程(目標)】

- ・平成22年度 財務会計システムの改修
会計基準の策定
職員研修
報告書の公表・公聴
- ・平成23年度 制度運用開始(試験運用)
- ・平成24年度 本格運用

アウトカム

次年度以降、目標を設定します。

資料編

解説1

【不適正会計とは】

法令等で定められた手続によらず公金を保管、費消、捻出するような行為(会計処理)をいいます。
大阪府では、平成9年度に不適正な会計事務処理により公金を支出する、いわゆる「裏金問題」を発端に不適正会計の問題に取り組んできましたが、平成18年度になっても、平成9年度以前の不適正な会計処理による現金等の保管等が判明しました。こうしたことから綱紀保持基本指針の改正、倫理・会計事務研修といった「職員の意識改革」、会計事務に係る点検・検査や職員への会計事務情報の発信といった「会計事務の適正化」(不適正会計の根絶)に取り組んでいます。

参考：最近の不適正事案と具体的取組み (最近の不適正事案)

平成18年9月以降2回の投書をもとに出先機関を点検・調査した結果、南河内府税事務所において不適正な会計事務処理による現金の保管が判明。これ以降平成18年12月から平成19年1月までの間5回にわたり、同様の現金等がないか全所属において点検・調査を実施し、23所属で総額約6,900万円の現金等の保管等が判明。

平成20年10月の会計検査院の決算報告にかかる新聞報道で、12府県で国庫補助金等に係る事務費の不正経理があったことが判明。府においても独自に全所属において点検・調査をした結果、いわゆる「預け」といった不適正な会計処理はなかったが当該補助事業等の対象外事業への流用などが判明。

平成21年4月、府立産業技術総合研究所において、使用料、手数料の受払いの時に受領誤りなどから生じた現金を金庫外に保管し、収納金の不足時に補てんしていたことが判明。全所属において「金庫以外での公金等保管の有無等」を点検・調査したところ、3所属で約11万円相当の切手等が発見。

このほか、協議会等団体(輪番制)にかかる不適正な会計処理事案(平成20年4月)、任意団体に対する不適正な会計支出事案(平成20年6月)の発覚を受け、それぞれ全所属において点検・調査したが、新たな事案はなかった。

(再発防止に向けた具体的取組み)

- ・コンプライアンス強化月間の設置(4月)
- ・定期的な職員の自己点検の実施(チェックリスト等による点検)
- ・内部通報の充実(匿名による受付と調査結果の公表)
- ・倫理・会計事務研修の充実
- ・全職場に対する巡回による抜き打ち検査の実施
- ・所属長による自己検査・金庫内検査の徹底
- ・府の支出関係書類と業者の帳簿等の突合による履行内容の確認
- ・納品書徴取の義務化
- ・出納簿等による郵券等の管理の徹底
- ・職員処分の厳罰化と基準の公表 など

解説2

【会計事務ポータルサイト】

職員の会計事務に対する意識向上と効率化を図るため、会計事務に関して、制度改正などの最新情報(トピック)関係規定、各種マニュアル、手引き、通知等会計処理に係る質問、回答の事例等を掲載した総合情報提供サイト(平成19年10月設置)を職員向けに発信しています。

解説3

【抜き打ち検査(特別検査)】

会計局職員が、事前連絡をせず検査当日に各職場(1年で全職場=502職場)＜平成21年度＞を訪問し、金庫の内部に現金等の保管があるか否かの検査関係帳簿等の検査などを行い、不適正な会計事務処理を牽制しています。その場での指導はもちろん、相談等にも応じています。

資料編

解説4

【新公会計制度とは】

単式簿記・現金主義に基づく自治体の会計に、複式簿記・発生主義という企業会計の考え方を取り入れることにより、従来の官庁会計では見えなかった財務情報を明らかにすることです。

新公会計制度の導入により、道路や建物などの資産や地方債などの負債といったストック情報、減価償却費などの現金支出を伴わない費用や人件費などを含めた事業のフルコストなどを明らかにし、財務マネジメントに活用することができます。

これらの財務諸表を正確かつ迅速に作成するためには、日々の1件1件の収入・支出の会計処理を行う段階で同時に複式簿記による仕訳データを作成するシステムが必要となります。

大阪府の新公会計制度導入に当たっては、他の地方自治体に先駆けて日々仕訳方式を導入した東京都の協力を得ながら、その仕組みを参考にし、更に、期中(年度途中)の財務情報の把握など、より一層のアカウントビリティの充実とマネジメントの強化に資する制度の構築を目指しています。

解説5

【財務マネジメントの改革とは】

厳しい財政状況の克服と真の地域主権達成のためには、正確な財務情報の把握に基づく自治体経営の確立が不可欠です。

新公会計制度の導入によって、大阪府全体の財務状況の把握のみでなく、組織別や事業別といったきめ細かな単位で貸借対照表や行政コスト計算書(損益計算書)を作成することが可能となります。これらの財務諸表に基づいて、正確な財務状況・経営成績を把握し、効率的な事業執行に努めるとともに、予算編成や職員配置の検討を行うなど、府政運営のPDCAサイクルの中で、財務諸表を有効に活用することが求められます。

会計局は、このような財務マネジメントに役立つものとなるよう新公会計の制度設計に努めます。